

平成18年10月31日  
環境省総合環境政策局

## 1. 制度の趣旨

持続可能な21世紀社会の構築、環境と経済の好循環に向けて、環境分野の研究・技術開発（以下単に「研究開発」という。）は重要な要素のひとつである。

このため、広く産学官などの英知を活用した研究開発の提案を募り、優秀な提案のあった応募者が所属する試験研究機関等に当該研究開発を委託して実施することにより、研究開発の推進を図るものである。

なお、本公募は、本来平成19年度予算が成立した後に行うべきであるが、できるだけ早く研究開発費を配分するために予算成立前に行うものであり、課題の採択及び研究開発費の配分内容に変更が生じる場合がある。

## 2. 公募の対象

公募の対象とする研究開発領域及びその技術分野は、次表に掲げるものとする。各技術分野の内容は、別紙1のとおりである。

項	研究開発領域	技術分野
1	基礎研究開発	次世代型環境リスク評価技術等分野 良効率環境修復技術等分野 健全な生態系保全及び自然とのふれあいに関する技術等分野 その他の未解明な現象の解明等に資する技術等分野
2	実用化研究開発	自然共生技術開発分野 環境負荷低減技術分野 環境改善・修復分野 健全な生態系の維持・再生分野 環境監視計測・高度情報化分野
3	統合型研究開発	複数の環境問題を統合的に扱うことにより、ベストミックスの効果が期待される技術分野（項1又は項2の技術分野が対象とする環境問題を少なくとも1つ扱うものに限る。）
4	フィージビリティスタディ研究	項1及び項2の全ての技術分野

(注1) 実用化研究開発の技術分野については、地域の独自性・特性を活かした研究開発課題枠を設定する。（別紙1参照）

(注2) 全ての技術分野において、ナノテクノロジーを効果的に活用・開発する研究等環境とナノテクノロジーとの融合領域を扱う課題については、採択に当たって考慮する。

(注3) 上記に掲げられた公募の対象は、大気環境、水環境、土壌環境、化学物質等のリスク、生態系及び都市・生活環境に係る環境行政に資するものとする。地球環境研究総合推進費（<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.htm>）、廃棄物処理等科学研究費補助金（[http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/kagaku/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html)）及び地球温暖化対策技術開発事業（[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/koubo\\_7/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/koubo_7/index.html)）における対象技術分野に該当する研究開発課題は、公募の対象としない。

### 3．公募の要件

#### (1) 応募者の要件

応募者（以下「研究開発代表者」という。）は、次のア～キに掲げる試験研究機関等に常勤の研究者として所属する者（ただし、2．の表に掲げるフェージビリティスタディ研究にあっては、平成19年4月1日現在満40歳以下の常勤の研究者（任期付き研究員制度等によるものを含む。）とする。ただし、出産・育児休業を取得した者については、平成19年4月1日から出産・育児休業日数<sup>注</sup>）を差し引いた日において、40歳以下であった者とする。）

注）育児休業日数は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第9条に規定する期間をいう。また、第23条第1項及び第24条第1項に規定する勤務時間の短縮措置を適用した場合、その短縮された合計時間は、1日当たりの就業時間数を8時間として日数に換算し、小数部を切り捨てたものを育児休業日数に加算できるものとする。

（例：1日あたり短縮された就業時間が2時間の場合、4日間で育児休業日数1日とみなすことができる。）

ア．国立試験研究機関

イ．独立行政法人試験研究機関

ウ．学校教育法に基づく大学（大学共同利用機関法人を含む。）、高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）

エ．特別な法律により設立された法人又は民法第34条の規定に基づき設立された法人の試験研究機関・部門

オ．地方公共団体の試験研究機関

カ．民間企業（日本の法人格を有すること。）の試験研究機関・部門

キ．その他日本の法人格を有する組織の試験研究機関・部門

研究開発代表者は、研究開発分担者と共同して共同研究開発プロジェクトを組むことができる。この場合、研究開発代表者は、あらかじめ、研究開発分担者の承諾を得ること。

共同研究開発プロジェクトは、産学官の連携が図られていることが望まれる。

外国出張その他の理由により、長期にわたって研究開発代表者の責任を果たせなくなる場合及び定年等により退職し、試験研究機関等を離れると予想される場合には、研究開発代表者になることを避けること。

#### (2) 研究開発分担者の要件

研究開発分担者は、3．(1) に規定する応募者の要件を満たす者とする。

#### (3) 試験研究機関等の承認

研究開発代表者及び研究開発分担者は、あらかじめ、次の及びの事項についてそれぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承認を得ること。

提案に係る課題を所属する試験研究機関等の業務（公務）として行うこと（3．(1) ア及びイの試験研究機関に属する研究開発代表者又は研究開発分担者に係る承認については、この限りでない。）

試験研究機関等の経理担当部局が研究開発費の管理を行うこと

#### (4) 応募の数の制限

同一の技術分野に対して応募できる課題数は、研究開発代表者、研究開発分担者にかかわらず1件に限る。（同一試験研究機関等において、異なる研究開発代表者又は研究開発分担者が同一の技術分野に対して応募することを妨げるものではない。）

#### (5) 既助成課題の応募の禁止

既に他府省の研究費助成制度による助成（平成18年度末をもって終了するものを除く。）を受

けている（助成の決定を含む。）研究等と内容が同様と認められる課題について、当該研究等を実施している者（分担を受けて実施する者を含む。）は、本制度への応募を行ってはならない。

#### 4．課題の採択

##### (1) 採択予定数

若干数

##### (2) 採択

環境省内に設置する「総合研究開発推進会議」（総合環境政策局長が委嘱する外部有識者で構成）の事前評価の結果を踏まえ、財務省と協議を行った上で、環境省において採択する。

##### (3) 事前評価の方法

事前評価は、「書面評価」及び「ヒアリング評価」により実施する。

書面評価は、応募書類を基に「2．公募の対象」及び「3．公募の要件」において示す事項への適合性並びに研究開発の目的・目標、内容、計画等の観点から行う。書面評価の結果は、公募締切後概ね1か月後を目途に、研究開発代表者に対して通知する。

ヒアリング評価は、書面評価において高い評価を得た課題について、研究開発代表者又は研究開発分担者からのヒアリングを基に上記の観点（適合性の観点を除く。）から総合的に行う。

##### (4) 採択の結果等の公表

採択及び事前評価の結果は研究開発代表者に対して通知するとともに、採択された課題に係る研究開発代表者及び研究開発分担者並びに計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物により公表することがある。

#### 5．研究開発費の配分

##### (1) 研究開発費の規模

研究開発費の規模は、別紙1のとおりとする。

研究開発費は、年度ごとに当該年度分の額を財務省と協議を行った上で、決定する。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとする。

###### ア．試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難

研究の着手により初めて明らかになる、汚染の状況など当初予期しなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また研究課題採択から研究計画を確定する間において新たな知見が発生した場合、内外の関連学会等の情報収集や当初の研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

###### イ．計画に関する諸条件

研究計画実施中において、新技術・新材料及び新規条件の出現、装置等の仕様再検討の必要、研究の進捗状況に応じた評価の実施や優秀な研究者の適時確保の困難、海外研究機関との共同研究における相手先の不測の事態の発生などにより、当初計画の変更を余儀なくされる場合。

###### ウ．気象の関係

屋外での調査研究において、台風、豪雨、豪雪等の天候により、大きく影響されることとなり、研究の遅延を余儀なくされる場合。

###### エ．資材の入手難

研究計画実施上必要となる、特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手や製作が困難となり、その結果研究の遅延を余儀なくされる場合。

オ．その他のやむを得ない事由（ア～エの事由に類似した事由に限る。）

(2) 研究開発期間

研究開発期間は、原則として、別紙 1 のとおりとする。

研究開発期間の延長は、原則として、中間評価を実施し、高い評価を得たものについて行う。

中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の研究開発費を減額する等の措置をとる場合がある。また、研究開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、研究開発費の配分を行わない。

(注) 中間評価は、「環境技術開発等推進費に係る研究開発評価実施要領(平成 16 年 4 月 1 日総合環境政策局長決定)」(以下「評価要領」という。)により実施するものであり、中間評価は、研究開発期間が 3 年のものは研究開発開始後 2 年目の下半期に、4 年以上のものは 3 年目の上半期に実施するものと定めている。

(3) 研究開発費の配分方法

次のいずれかの方法で行う。(下図参照)

ア．研究開発代表者が国立試験研究機関に所属する場合 当該機関の所管府省への移替えによる方法

イ．研究開発代表者が独立行政法人試験研究機関に所属する場合 当該法人の所管府省への移替えの上、所管府省からの委託による方法

ウ．ア、イ以外の場合 環境省から当該試験研究機関等への委託による方法

(注) 委託契約に基づき、必要があると認められる経費について概算払いすることができるが、委託費の支払いは、原則として、毎年度、委託契約期間終了後の精算払いとしていることから、余裕を持った研究資金計画とすること。

研究開発分担者への研究開発費の配分は、原則として、研究開発代表者の所属する試験研究機関等と研究開発分担者の所属する試験研究機関等との間の委託契約によるものとする。

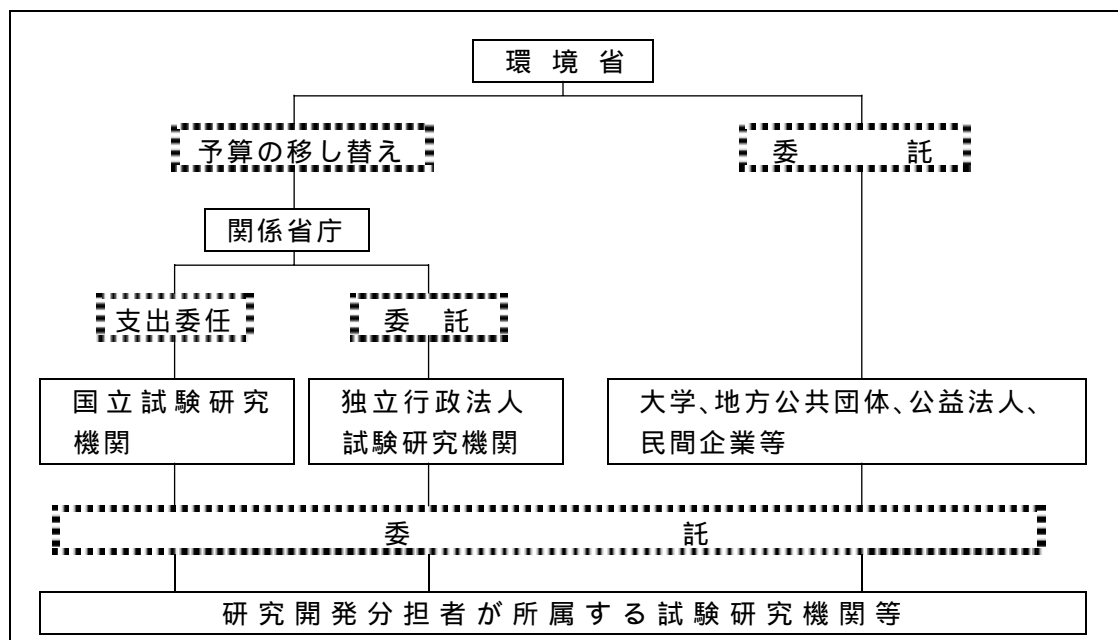


図 研究開発費の流れ

(4) 研究開発費として計上できる経費の範囲

研究開発費として計上できる経費は、研究開発計画の実施及び成果のとりまとめに必要な経費とし、主なものは次のとおりとする。

ア．直接経費（研究開発に直接的に必要な経費）

非常勤職員手当、諸謝金、職員旅費、試験研究旅費、外国旅費、委員等旅費、試験研究費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費、外注費）、委託費

イ．間接経費（研究開発の実施に伴う試験研究機関等の管理等に必要な経費。別紙2参照）  
直接経費の30%相当とする。ただし、直接経費の30%相当を受け入れられない場合において、当該研究開発課題の採択内定後、その理由を付して申し出る場合は、この限りではない。

次の経費は直接経費として計上できない。

ア．建物等施設に関する経費

イ．試験研究機関等として通常備えるべき設備備品を購入するための経費

ウ．研究開発実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ．その他研究開発に関連性の無い経費

#### (5) 研究開発費の執行の管理

研究開発費の使用、配分等の執行については、試験研究機関等の経理担当部局が適切に管理するものとする。

### 6．研究開発代表者、研究開発分担者の責務

#### (1) 研究開発代表者の責務

研究開発代表者は、応募した課題が採択されたときは、研究開発の実施及びとりまとめ並びに研究開発費の適正な執行について全ての責任を有するとともに、次の事項を行うものとする。

研究開発の実施にあたっては生命倫理・安全に関する指針等の関係法令等を遵守するとともに、研究開発を着実かつ誠実にを行うこと。

経費（研究開発分担者に配分された経費を含む。）の支出について、所属する試験研究機関等の事務局と協力して把握・管理するとともに、環境省の求めに応じて報告すること。

採択された課題は成果発表並びに評価要領に規定する中間評価、事後評価及び追跡評価の対象となることから、環境省の求めに応じて、これらに必要な資料の提出又は説明を行うこと。

毎年度、研究開発の進捗状況についてとりまとめ、進捗状況報告書（研究開発が終了したときにあつては、研究開発成果報告書）として提出すること。

進捗状況報告書及び研究開発成果報告書には、次の事項を記載すること。

ア．研究開発の概要、年次計画

イ．当該年度（研究開発成果報告書にあつては、全年度。以下同じ。）の研究開発の実施内容と結果

ウ．研究開発成果報告書にあつては、研究開発の成果のまとめ

エ．当該年度の研究開発に係る成果の発表等（論文発表、特許取得、取材対応等）の状況

研究開発成果の学会誌、学術図書への投稿、掲載等により成果の積極的な普及に努めるものとする。また、その場合には、本制度の研究開発成果（又はその一部）である旨を記載するとともに、速やかに当該印刷物を環境省に送付すること。

#### (2) 研究開発分担者の責務

研究開発分担者は、分担する共同研究開発プロジェクトの実施及びとりまとめ並びに配分された研究開発費の適正な執行について責任を有するとともに、研究開発代表者が行う上記 から までの事項について必要な協力を行うこと。

なお、研究開発代表者に対して行う報告は、委託契約に基づき、研究開発分担者の所属する試験研究機関等から行うものとする。

### 7．注意事項



- (1) 研究開発代表者及び研究開発分担者は、本制度への応募後、当該応募に係る課題と内容が同様と認められる課題について、他の競争的研究資金による助成が決定した場合は、直ちに環境省に連絡するものとする。なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他府省を含む他の競争的研究資金担当課（独立行政法人である配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合がある。また、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある。
- (2) 応募書類に事実と異なる記載をした場合は、課題の不採択、採択の取消し、委託契約の解除、研究開発費の返還又は減額配分を含む措置をとることがある。
- (3) 研究開発費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究開発費の配分を受けた場合において、研究開発代表者又は研究開発分担者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成17年3月22日環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとるほか、他府省を含む他の競争的研究資金担当課に当該不適正経理又は不正受給の概要（研究開発代表者名又は研究開発分担者名、制度名、所属機関名、課題名、予算額、研究年度、不正の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究資金担当課によって、所管する競争的研究資金への応募が制限される場合がある。また、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議）」の考え方を当推進費に適用するため、今後、必要な確認書類等を求めることがある。
- (4) 研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」に則った対応指針等を策定する予定である。指針等の策定後は、本制度で実施する研究開発課題に適用するものとする。従って、今後、本制度における研究課題の実施において研究上の不正行為（研究データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、当該研究に係る資金の配分の中止等、必要な措置を講ずることがある。
- (5) 研究開発代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、研究の中止等について環境省と協議するものとする。
- (6) 新規課題の採択は、外部有識者からなる総合研究開発推進会議における評価結果を踏まえ、決定しており、検討員名は課題採択後ホームページで公表するが、研究開発代表者及び研究開発分担者においては、採択後も評価に係る事項についての検討員との一切の接触を禁止するものとする。

## 8. 応募書類の提出

### (1) 応募書類の提出方法

応募者は、本公募要領を熟読した上で、別添の応募様式に必要な事項を記載し、持参、郵送、宅配便又は電子申請により環境省へ提出すること。ただし、応募者が3(1)ア及びイの試験研究機関に所属する場合は、所管府省を通じて提出できるものとする。

なお、郵送又は宅配便の場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明される方法により提出することが望ましい。

### (2) 応募様式の入手方法

応募様式は、原則として、環境省のホームページからダウンロードして入手すること。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>

なお、本公募要領の郵送を希望する場合は、(6)提出及び問い合わせ先あてに返信用封筒（200円切手を貼付し、郵送先を明記のこと。）を同封の上、請求すること。

### (3) 受領の確認

持参の場合

応募書類中の受領書に所要の事項を記載して返却する。

郵送又は宅配便の場合

受領書に記載されたFAX番号あてに受領書をFAXする。

電子申請の場合

「到達番号」を通知する。

(4) 提出期間

平成18年10月31日(火)～18年11月30日(木)

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで

ただし、次に掲げる日は持参による提出の受付を行わない。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
郵送、宅配便又は電子申請の場合は、提出期間内に必着のこと

(5) 提出部数

持参、郵送又は宅配便の場合は、2部(正本1部、写し1部)とする。

ただし、写しは、MO等の電子媒体に代えて提出することができる。この場合、一枚の電子媒体に全ての情報を収録するとともに、郵送等に当たり破損しないよう適切に梱包すること。

(6) 提出及び問い合わせ先

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室 「環境技術開発等推進費」係 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL: 03-3581-3351(代表)内線6246 e-mail: so-suishin@env.go.jp(問い合わせ専用アドレス)
---

(7) 留意事項

応募書類は、返還しない。

電子申請によって提出する場合は、以下の方法により行うこと。

#### 電子申請による提出

環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/tech/suishin.html>) の「環境技術開発等推進費に関する手続」から、画面の案内に従って提出すること。

#### 添付ファイル名

- ・ 応募様式は一つの電子ファイルにまとめ、ファイル名は研究開発代表者の名前（漢字のフルネーム）とすること。

例：環境太郎.doc

- ・ 補足説明図等の添付書類は、応募様式のファイルとは別のファイルとして作成して添付すること。

例：環境太郎-1.doc、環境太郎-2.ppt

- ・ ファイルの添付漏れを防ぐため、「特記事項」の欄に添付ファイル名の一覧を記載すること。

例：添付ファイル名の一覧 環境太郎.doc

環境太郎-1.doc

環境太郎-2.ppt

#### 添付ファイルの作成

- ・ 応募様式に係る添付ファイルの作成は、Word2002（これより古いバージョンを含む。）により行うものとする。
- ・ 補足説明図等に係る添付ファイルの作成は、Word2002、PowerPoint2002又はExcel2002（これより古いバージョンを含む。）により行うものとする。
- ・ 使用するフォントは一般的に用いられているものとし、文字化け、誤字脱字の原因となるので、特殊な文字、記号を使用しないこと。
- ・ 添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするよう工夫すること。特に図表等を挿入する場合でも、ファイルの容量は500KB程度を上限とすること。
- ・ 添付ファイルにマクロ等の機能を付与しないこと。

電子媒体により写しを提出する場合は、上記の方法に準じてファイルを作成し、これを電子媒体に格納すること。電子媒体には、「推進費応募(研究開発代表者の名前を記入すること)」と記載したラベルを貼付すること。

#### 9. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得るものとする。

進捗状況報告書（研究開発が終了したときあつては、研究開発成果報告書）に係る著作権は、環境省に帰属するものとする。



## 1. 基礎研究開発

環境は様々な事象が複合した系であり、未解明な現象や現状の環境保全技術では対応できない課題が非常に多く、基礎段階から徹底的な研究が必要である。

また、今後新たな環境問題が発見され、また、その解決までに長期を要する環境問題もあると考えられることから、将来の環境状況を予測するとともに、予想される将来の環境リスクに予防的に対応するための研究開発課題に取り組む必要がある。

このため、以下の分野について、産学官の連携の下、次世代の環境保全技術の基礎となる「知的資産」を蓄積するための基礎的・基盤的研究を重点的に実施する。

研究開発費の規模は2,500～5,000万円（間接経費を含む。）/年、研究開発期間は3年間とする。

### (1) 次世代型環境リスク評価技術等分野

化学物質等の多種多様な環境リスク要因が生物に及ぼす影響についての総合的・複合的評価に必要な基礎研究を対象とする。

### (2) 良効率環境修復技術等分野

各種溶剤、重金属等の使用による土壌汚染、水環境等の広範囲に及ぶ環境汚染を生物の機能等を利用することにより、環境への負荷の少ない方法で効率的に修復するために必要な基礎研究を対象とする。

### (3) 健全な生態系保全及び自然とのふれあいに関する技術等分野

海域、河川、湖沼、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁、里地里山、森林等の地域の生態系を保全、再生、創出し、又は維持管理するために必要となる基礎研究を対象とする。

また、環境保全に配慮した「人と自然との豊かなふれあい」の在り方やそれを実現するための方法、生態系等の保全に資する生態系もしくは生物多様性の価値の定量的評価などの基礎研究も対象とする。

### (4) その他の未解明な現象の解明等に資する技術等分野

大気環境、水環境、土壌環境、化学物質等の環境リスク、生態系及び都市・生活環境に係る未解明な現象の解明等に資する基礎研究を対象とする。（(1)～(3)の分野を除く。）

## 2. 実用化研究開発

環境保全対策を講じる基礎として対策技術は極めて重要であり、その確立・普及が図られなければならない。従来、発生した環境汚染物質の後処理対策技術が中心であったが、環境負荷を低減する生産システム・技術、環境汚染物質による負の遺産の処理技術、環境を修復・改善する技術、環境悪化を予防するための対策技術等についての取組を強化していく必要がある。

このため、本制度による研究開発の終了後比較的短期間のうちに実用化が見込まれる以下の分野の環境技術について、研究開発を重点的に推進する。

研究開発費の規模は2,500～5,000万円（間接経費を含む。）/年、研究開発期間は2年間とする。

また、地域における研究開発をより重点的に推進することにより、先進的な環境技術の具体的な開発・普及や地域環境ビジネスの振興を図るため、実用化研究開発の全ての技術分野について、地域の独自性・特性を活かした研究開発課題枠を設定する。本課題枠は、総合科学技術会議の連携施策群「地域科学技術クラスター」として実施するものであり、次のいずれかの要件に該当するものを対象

とする。

- ・「地域科学技術クラスター」対象施策である他府省の研究・技術開発施策で生み出された技術シーズを活用すること。
- ・地域の国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関及び地方公共団体の試験研究機関（以下「公的試験研究機関」という。）、大学並びに民間企業等が連携を図る共同研究プロジェクト（ただし、公的試験研究機関のうちのいずれか1つ以上の機関を含むものとする。）として実施すること。

（注）「地域科学技術クラスター」対象施策については、「第23回 科学技術システム改革専門調査会（平成18年6月8日 総合科学技術会議）を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu40/siryu1-4.pdf>

### **(1) 自然共生技術開発分野**

流域圏の良好な自然環境の保全、劣化した生態系等の修復や悪化した生活空間の改善のために必要となる要素技術の開発及びシステム開発を対象とする。

（注）本分野は、国内を対象とした都市・流域圏の自然共生化技術に係るものであり、国際的な都市再生・産業転換、地球規模又は越境レベルの物質循環機構、国際的な生物多様性の保全等、国際的な地球環境問題の解決に係る技術開発を主目的とした研究は対象としていない。

### **(2) 環境負荷低減技術分野**

大気環境、水環境、土壌環境、生態系及び都市・生活環境への負荷の低減技術を対象とする。例えば、

- ・都市熱負荷・排ガス削減対策技術
- ・光害対策技術
- ・低コスト・省スペース・簡易設置型有機性排水処理技術
- ・付置型非金属元素（フッ素・ホウ素・ヒ素等）排水処理技術
- ・生態影響緩和型木材腐朽防止技術
- ・環境保全型農薬散布・施肥技術
- ・建設機械等の高性能騒音・振動・低周波防止技術
- ・バイオマスによる自然公園施設等へのエネルギー供給技術
- ・低コスト・省スペースの揮発性有機化合物（VOC）処理技術
- ・塗料・インキ・接着剤等の低VOC化

等が該当する。

### **(3) 環境改善・修復分野**

水環境、土壌環境等の効率的な改善・修復・回復技術を対象とする。例えば、

- ・湖沼等の効率的な水質汚濁改善技術
- ・干潟・藻場等を活用した水環境回復・修復技術
- ・環境水中の有害化学物質・難分解性有機物・流出油の効率的かつ環境に配慮した処理技術
- ・有害化学物質・カドミウム等重金属による土壌汚染の除去技術
- ・水田や里山による水環境等の保全機能の維持・増進技術
- ・閉鎖性水域等の環境総合管理技術

等が該当する。

### **(4) 健全な生態系の維持・再生分野**

健全な生態系の維持に資する技術及び劣化した生態系等の効率的な再生技術を対象とする。例

えば、

- ・干潟・藻場等の復元による生態系の再生技術
- ・良好な生物生息地の維持保全・復元技術
- ・希少な野生生物の保護増殖及び野生復帰技術
- ・外来生物等生態系に影響を及ぼす野生生物の管理技術
- ・野生鳥獣の保護管理に係る効果的・効率的なモニタリング手法の開発

等が該当する。

### **(5) 環境監視計測・高度情報化分野**

大気環境、水環境、土壌環境、化学物質等の環境リスク、生態系及び都市・生活環境に係る既存の情報・データを加工し、環境政策に活用できる情報・データを生み出すための研究、測定やデータの統計処理の迅速化のための研究開発及び高感度で分析するための手法の研究開発を対象とする。例えば、

- ・GIS（地理情報システム）等を活用した国民へのわかりやすい情報提供に関する研究
- ・IT（情報通信技術）を活用した市民参加型の環境情報収集体制や衛星を利用した効果的な情報収集体制の構築に関する研究
- ・高速・高精度・高効率型自動計測技術
- ・車載型自動車排ガス測定技術
- ・揮発性有機化合物（VOC）・有害化学物質・臭気指数などの簡易測定技術
- ・野生生物生態記録（行動追跡）観測技術
- ・簡易型環境計測・評価技術
- ・環境監視システムの高度化に関する技術
- ・環境監視のための高感度分析技術

等が該当する。

## **3．統合型研究開発**

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）（平成18年3月中央環境審議会）」においては、環境研究・技術開発の方向性として総合的・統合的アプローチの重要性が示され、「2つ以上の環境問題領域に同時に寄与する研究（Win-Winの状況を創出する研究）が、近年注目されている。

こうした研究は、複数の領域に同時に寄与する点で費用対効果の面から効率的であるだけでなく、「持続可能な社会の実現」の複数の目標を同時に達成する解を見出す上で、極めて重要な役割を果たすことが期待される。」とされている。

このため、複数の環境問題を統合的に扱うことにより、ベストミックスの効果が期待される技術分野（ただし、上記1．基礎研究開発又は2．実用化研究開発の技術分野を対象とする環境問題を少なくとも1つ扱うものに限る。）を対象とする統合型研究開発を推進する。

研究開発費の規模は2,500～5,000万円（間接経費を含む。）/年、研究開発期間は3年間とする。

対象とする研究・技術開発としては、例えば、

- ・自動車内の室温及び車体表面温度を低下させ、冷房負荷を抑制することにより、排出ガス（NOx、PM等）、都市熱負荷及び温室効果ガスの削減に資する車体構造及び材質等の技術開発
- ・大気汚染対策及び温暖化対策に資する自動車排ガス削減・管理技術
- ・自然環境の保全及び資源の有効利用に資する間伐材の適正管理・有効利用技術
- ・大気汚染物質、化学物質、温室効果ガス等の包括的な排出インベントリ構築技術
- ・環境保全のための政策・制度の横断的な適用可能性に関する研究

等が該当する。

#### 4. フィージビリティスタディ研究

研究開発等の充実を図るため、上記 1. 基礎研究開発及び 2. 実用化研究開発の全ての技術分野において、若手研究者(3.(1)研究開発代表者の要件を熟読のこと。)によるフィージビリティスタディを推進する。

研究開発費の規模は 3,000 万円(間接経費を含む。ただし、研究開発代表者及び研究開発分担者一人当たり 650 万円までとする。)を上限とし、研究開発期間は 1 年間とする。

#### その他

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月中央環境審議会)」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/council/toshin/t02-h1807.html>

また、今後取り組むべき生物・生態系研究開発課題の例などについては、「生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループ報告書(平成 16 年 7 月総合科学技術会議)」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/project/envpt/report/bioeco-j.pdf>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針(平成 18 年 10 月 19 日総合環境政策局長決定)」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.html>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針(平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)」を参照のこと。

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high\\_h18/pdf/sisin\\_h18.pdf](http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h18/pdf/sisin_h18.pdf)

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定(平成 17 年 3 月 22 日環境省)」を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)(平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議)」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について(平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議)」を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

## 間接経費の主な使途の例示

### 管理部門に係る経費

- 施設管理・設備の整備、維持及び運営経費
  - 管理事務の必要経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
- など

### 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
  - 特許関連経費
  - 研究棟の整備、維持及び運営経費
  - 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
  - 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
  - 設備の整備、維持及び運営経費
  - ネットワークの整備、維持及び運営経費
  - 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
  - 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
  - 図書館の整備、維持及び運営経費
  - ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

### その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

など

上記以外であっても、研究機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。